

第4章 ごみ処理基本計画

4-1 基本方針

これまで続けてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、地域における廃棄物処理に様々な課題をもたらすとともに、現在、地球規模での環境破壊や天然資源枯渇の問題にもつながっています。

そのため、廃棄の抑制と資源の循環的利用を実現する新しい社会システムの構築を目指し、循環型社会の形成を推進することが求められています。

循環型社会形成推進基本法で定める「循環型社会」の定義（第2条抜粋）

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

本市でも、市民、事業者、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、このような資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会を実現していかなくてはなりません。

以上のことから、今後のごみ処理については、本市のまちづくりの指針である「第五次伊東市総合計画」に即して進めていくとともに、循環型社会の形成のため、製品等が廃棄物等となることが抑制されることを優先して以下のとおり基本方針を定め、効率的な施策の推進を図っていきます。

ごみ処理基本計画基本方針

① **ごみの発生・排出抑制**

廃棄物の発生及び排出を抑制し、環境に配慮した処理体制の構築

② **循環型社会形成の推進**

廃棄物を「燃やす、埋め立てる」から限りある資源を有効に利用するシステムの推進

③ **市民・事業者との協働**

市民や事業者との協働の推進

4-2 計画の目標

本計画の目標の基準年を令和元年度、目標年を計画最終年の令和12年度、中間年を令和7年度とします。

廃棄物の発生抑制（3R）が最も重要であること、再資源化が安定してきたこと、ごみの多くを可燃物が占めていることなどを踏まえて、本計画の目標を以下のように定めます。また、計画目標年次におけるごみ排出量の将来予測は表4-1に示すとおりです。

○ 可燃ごみの総排出量を基準年（令和元年度）から目標年（令和12年度）までに4, 7

- 61トン減らし、25,997トンとし、基準年比84.5%とします。
 ○ 中間年では、28,121トン、基準年比91.4%が目安となります。

表4-1 計画目標年次におけるごみ排出量の将来予測 (単位：t)

| 項目 | 年度 | 令和元年度 | 令和7年度 | 令和12年度 |
|------------------|-----------|---------|---------|---------|
| | | 実績 | 目標値 | 目標値 |
| 市 収 集 | 可燃ごみ | 6,522 | 5,963 | 5,513 |
| | (一般可燃ごみ) | 6,370 | 5,824 | 5,384 |
| | 不燃ごみ | 196 | 179 | 166 |
| | 埋立ごみ | 70 | 64 | 59 |
| | 資源ごみ | 1,177 | 1,076 | 995 |
| | 計 | 7,965 | 7,282 | 6,733 |
| | 1人1日平均(g) | 322 | 313 | 307 |
| 一 般 搬 入 | 可燃ごみ | 4,740 | 4,334 | 4,006 |
| | (一般可燃ごみ) | 2,833 | 2,590 | 2,395 |
| | 不燃ごみ | 337 | 308 | 285 |
| | 埋立ごみ | 115 | 105 | 97 |
| | 資源ごみ | 76 | 69 | 64 |
| | 計 | 5,268 | 4,816 | 4,452 |
| 許 可 業 者 | 可燃ごみ | 19,496 | 17,824 | 16,478 |
| | (一般可燃ごみ) | 18,226 | 16,663 | 15,405 |
| | 不燃ごみ | 222 | 203 | 188 |
| | 埋立ごみ | 224 | 205 | 189 |
| | 資源ごみ | 746 | 682 | 631 |
| | 計 | 20,688 | 18,914 | 17,486 |
| 一般搬入+許可業者 計 | | 25,956 | 23,730 | 21,938 |
| 種 別 合 計 | 可燃ごみ | 30,758 | 28,121 | 25,997 |
| | (一般可燃ごみ) | 27,429 | 25,077 | 23,184 |
| | 不燃ごみ | 755 | 690 | 639 |
| | 埋立ごみ | 409 | 374 | 345 |
| | 資源ごみ | 1,999 | 1,827 | 1,690 |
| | 合計 | 33,921 | 31,012 | 28,671 |
| | 1人1日平均(g) | 1,360 | 1,332 | 1,308 |
| 人口予測 | | 68,150人 | 63,811人 | 60,041人 |

※ごみ排出量の将来予測については、トレンド法による。

※人口予測については、人口ビジョンによる。

※一般可燃ごみとは、可燃ごみから可燃粗大ごみや産廃（木くず、紙くず、繊維くず）等を除いた可燃ごみのことで、可燃ごみの内数である。

※第4地区及び第5地区の収集委託分は、許可業者に計上している。

4-3 計画における施策

4.3.1 ごみの発生・排出抑制

ごみの発生・排出抑制を進めるためには、市民・事業者・行政が製品の生産から流通、消費及び廃棄のそれぞれの段階において、資源や環境への負荷について配慮することが必要です。今後は、SNS等の新たな情報媒体も積極的に活用しながら、市民・事業者への情報提供、意識啓発を行うとともに、学校教育や生涯学習の場を通じて、より幅広い世代へのごみに関する意識向上を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 水切りダイエット | 生ごみの減量のため、生ごみの水切り方法や水切りグッズの紹介などについて、ホームページ、広報紙等で啓発を実施していく。 |
| 食品ロスの削減 | 食品ロスは、宿泊施設や飲食店等から多く排出されることが多いため、事業所と連携し食べ残し対策を講じていく。 |
| 家庭用生ごみ処理容器の普及拡大 | 家庭での生ごみの自己処理を促進するため、家庭用生ごみ処理容器の普及に関し、補助を行うとともに効果的な啓発を実施していく。 |
| My 製品の持参 | スーパー等でレジ袋の使用を抑制するためのマイバッグ、割り箸自粛のためのマイ箸、飲料容器削減のためのマイボトルの持参を積極的に呼びかける。 |
| 環境教育の推進 | ごみの排出抑制への理解を深めるため、学校や市民団体に対し、出前講座等の環境教育を通じて、ごみに関する情報共有と意識向上を図っていく。 |
| 各種イベントでの取組 | ごみゼロ運動において、地球規模で問題となっている海洋環境の汚染について参加者と協働して防止活動に取り組んでいくとともに、プラスチック製品等の使い捨て容器などの排出抑制を推進する。 ごみフェスティバルや市内で開催されるイベントにおいて、主催者や参加者に対し6Rを推奨し積極的に呼びかけることで、ごみ減量啓発を推進していく。 |
| 不燃ごみ処理手数料の導入 | 家電リサイクル法や小型家電リサイクル法により、分別やりサイクルの取組の強化が求められたことから、処理費用が増大していくことが懸念されるため、不燃ごみに関する家庭系一般廃棄物処理手数料の導入について、近隣市町村の動向を注視しながら調査・研究していく。 |
| 事業者への取組及びごみ処理手数料の適正化 | 家庭ごみ同様多くのごみを排出する事業者に対しては、商工会議所等の商工団体と協働して、ごみの分別の徹底及び再資源化を図っていくとともに、事業系一般廃棄物手数料について、近隣市町村の手数料を把握し、常に適正な料金設定であるか確認し、必要に応じて見直しを行っていく。 |

4.3.2 ごみの資源化

市民・事業者に対し、資源分別の意識啓発や指導を行うとともに、リサイクルの推進を図り、新たな品目については資源化ルートの調査、研究を行います。

| 具体的施策 | 内 容 |
|---------------------------------|---|
| 古紙の分別 | 古紙の資源化を推進するために、市民に対し、ごみ・資源収集カレンダーやホームページ・広報紙等で古紙の分別の徹底について周知していく。 |
| 古着等の分別 | 古着等のリユース・リサイクルを推進するため、拠点回収・特別回収を含め、市民にとって排出しやすい環境の整備を行っていく。 幼稚園・保育園における古着等の拠点回収に加え、小学校や中学校等にも拡大することにより、義務教育期の児童・生徒に対するリサイクルへの意識向上を図っていく。 |
| 小型家電リサイクルの推進 | 使用済小型電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を推進するため、市内の公共施設において回収ボックスを設置し、ノートパソコン、携帯電話等の回収を推進する。 |
| ペットボトル及びプラスチック製容器包装におけるリサイクルの推進 | 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、プラスチック製容器包装のさらなる再資源化を推進していくとともに、効率的な収集運搬・処理体制の構築を図っていく。 |
| 資源ごみ集団回収 | 主たる構成団体である子供会の担い手不足や減少、また資源化物の価格変動などを背景に回収量が減少しているため、報奨金制度の見直しを図るとともに積極的に広報し、新規団体登録につなげ、活動の活性化を推進していく。 |
| 焼却灰の溶融固化処理 | 焼却灰の溶融固化処理により、100%資源化を継続していく。 |

4.3.3 収集運搬計画

ごみの量やごみステーションの変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じ、適正かつ効率的な収集運搬体制の確保を図ります。また、廃棄物の適正処理について、市民・事業者への情報提供や指導を徹底し、環境美化やマナー面での啓発も進めていくものとしします。

| 具体的施策 | 内 容 |
|-------------|--|
| 収集運搬体制の確保 | ふれあい収集（高齢者ごみ出し困難者支援策）、粗大ごみ福祉収集事業を充実させていくとともに、市民ニーズを的確に把握し、サービスの向上に努める。 |
| ごみステーションの管理 | 地域の実情を踏まえながら適正な設置について検討するとともに、地域住民が清潔で衛生的な管理を行うよう指導していく。また、資源ごみ持ち去り防止のため、ごみステーションの散乱ごみ対策とともにパトロールを充実させる。 |

| | |
|-----------|--|
| 動物の死骸対策 | 公共区域における犬・猫等の小動物のほか、鹿などの大型動物の死骸の回収を速やかに実施し、清潔な道路環境づくりに努める。 |
| 低公害車の導入促進 | ごみ収集車の排気ガスに含まれる有害物質の低減を図るため、民間事業者とともに低公害車による収集を促進し、大気汚染防止を図っていく。 |

4.3.4 中間処理施設計画

市内において排出されるごみの安定的かつ効率的な処理を推進するため、計画的な施設の運営管理を行い、機能の維持保全及び延命化を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 |
|-------------|---|
| 適正な運転管理 | ダイオキシン類などの大気汚染物質の定期的な測定を実施し、発生抑制に努める。 ごみ減量化施策に伴う焼却量の減少により、適正な稼働体制を構築し、安定的なごみ処理を行っていく。 |
| 処理施設の整備及び更新 | 今後の維持・整備計画により、施設の設備や機器の修繕・補修等を行い、予防保全を図っていく。 ごみの品目や収集運搬体制、市民のリサイクルに関するニーズ等に応じて、施設における設備や機器類の更新を検討していく。 |
| 周辺環境への配慮 | 各施設において適正な運転管理に努めるとともに、騒音等地域の生活環境に配慮した運営を行っていく。 |

4.3.5 最終処分施設計画

清掃行政において、廃棄物の最終処分場はその最終点であり、最終処分場なくして適正な清掃行政はあり得ないことから、安定的な浸出水処理等適切な管理に努めるとともに、より一層のごみ減量・再資源化を推進することにより、最終処分場のさらなる延命化を図ります。

| 具体的施策 | 内 容 |
|--------------|--|
| 最終処分量の抑制 | 限りある最終処分場を長期にわたり利用していくために、さらなるごみの減量化施策により、長寿命化を図っていく。 |
| 飛散防止対策 | 埋立地の外に埋立ごみである一般廃棄物が飛散・流出しないよう覆土を行い、防止対策を図っていく。 |
| 悪臭発散対策 | 有機物がほとんどないため、悪臭の発生はあまり見込まれないが、覆土等により発生を抑え、発生するガスは堅型集排水管により発散させる。 |
| 浸出水処理施設の維持管理 | 施設の適切な維持管理に努めるとともに、設備の機能の状態を定期的に点検し、延命化に資する予防保全を図っていく。 |

| | |
|----------|--|
| 浸出水の適正管理 | 地域の環境保全のため、処理水の水質が排水基準等に適合するよう適切な浸出水の管理に努め、基準値内での放流水の排出を行っていく。 |
|----------|--|

4.3.6 その他の関連計画

その他、市民・事業者・行政が連携し、不法投棄対策や環境美化活動などを推進し、廃棄物の処理に係る環境負荷低減への責任に対する理解を促進するなど、循環型社会の構築を目指します。

| 具体的施策 | 内 容 |
|----------|--|
| 不法投棄対策 | 不法投棄を防止するために日常的なパトロールを強化し、不法投棄しにくい環境づくりに努めていく。 |
| 美化活動の推進 | 空き缶等のポイ捨て防止や散乱ごみ対策に資する啓発事業を推進していく。 町内会や市民団体に対して積極的に交流を図り、密に連携して、ごみ減量に必要な情報共有を図っていく。 |
| 適正処理への指導 | 在宅医療に伴い排出される注射針等の処理に関しては、正確な情報と認識を持つことが必要なため、行政、医療関係機関等の関係者が連携を図りつつ、適正処理を推進していく。 |
| 災害廃棄物対策 | 災害発生後、市民が通常的生活環境を取り戻すことができるよう迅速な災害廃棄物の処理に努める。 |
| 広域連携の推進 | 環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減の観点から、廃棄物処理施設における広域的な連携による共同管理について検討していく。 |